



い技術や技能はもちろんのこと、品質、納期、コストなどの物づくりの精神や、信頼や人間関係のつくり方など、今ベトナムが学ぶべきことが多くあります。その人は、帰国後、日本で学んだことを更に自分の後輩や部下に伝えることになり、個人の成長、ひいてはベトナムの発展へとつながります。

当社の帰国した実習生の進路について、一部御紹介させていただきます。

東京の西多摩郡の精密機械加工の会社の社長は、後継ぎがいなくて悩んでいたとき、この制度を知り、ベトナム人の実習生を受け入れました。この実習生も、社長の期待に応え、機械加工の技術をしっかりと修得し、社長との信頼を築きました。そして、帰国時に社長から機械を一台とホーチミン郊外の小さな敷地を確保してもらい、社長と一緒に合弁会社を立ち上げ、彼がメーンとなつて工場の操業をスタートしました。現在、スタッフ四十名、工場も二千平米に拡張し、現地の日本人顧客として二十四時間稼働しております。

また、はかりの製造で百年を超える歴史を持つある新潟の会社では、将来この会社のベトナム工場で働きたいと希望する当社の技能実習生が採用され、彼は三年間しっかりと貢献して仕事を覚えました。その結果、彼は、ベトナム帰国後、同社がベトナムに新設した現地工場の製造リーダーになりました。五年たった今も、同じ元実習生の後輩とともに現場を支えています。

また、ある実習生は、東京の機械製造の会社で実習後、ベトナムに帰国して二年間金型工場で経験を積みました。ベトナム国内では、これまで中國製のプラスチックのおもちゃが多かった中、ベトナムの子供にメード・イン・ベトナムのおもちゃを作りたいという強い思いから、二〇一五年

に独立して小さなおもちゃメーカーを起業しました。

一方、制度の課題も指摘されており、その中でも大きな課題の一つとして挙げられている失踪の問題について少し触れてさせていただきます。

失踪は大きく分けると三つのケースに分けられます。一つ目は、計画的な失踪で、入国してすぐ失踪するケースです。これは明らかに人選の問題です。不真面目な人、学習意欲がない人に多いです。実際、当社では、実習生になるための事前準備コースと内定後の学習コースを合わせて約一年間の教育を受けなければならぬため、短期的思考や学習意欲がない者は当社には自然と応募しないくなる仕組みになっています。

二つ目は、実習期間内の失踪です。三年間の間に、実習先での人間関係や労働環境、不法就労あっせんブローカーによる誘惑によって失踪しているケースが多いと思われます。

当社の対策としては、まずはこのような企業には実習生を送らないようにします。また、実習期間中は当社スタッフと携帯電話やメールやフェイスブックを通じていつも連絡を取っており、その把握して、監理団体、企業と話し合いを設けて解決するようにしています。

失礼しました。話す順番がちょっと飛んでしまって。

三つ目は、帰国直前失踪で、実習生が本国に戻る気がなくなつて、日本に残りたくなるケースです。当社では、帰国半年前から帰国後の進路希望についてアンケートを取り、帰国後のキャリアアドバイスをしています。実習生の中には、日本にいる気があるなどして、帰国後の就職先を決めてから帰国するなどして、帰国後の就職先を決めてから帰国

する実習生も増えてきました。

また、実習生が帰国したときには、当社では毎月、お帰り会を開催しております。お帰り会では、教師や同じ時期に出国した仲間と再会を喜び

合い、感謝の気持ちと、後輩へのアドバイスを教師と後輩の前で発表します。日本語能力検定のN1、N2合格者には表彰も行います。そして、帰国した実習生向けのパソコン教室、5Sの実務講座、生産管理入門講座、品質管理知識講座などを紹介を行っております。

ここまで失踪のケースと対策を述べましたが、当社が失踪が極めて少ないという成果を実現できているのは、上記の対策と同時に、当社が保証金を取らないことを最初から徹底し、またさらに教育に力を入れたからです。

次に、技能実習事業は人材育成事業であると認識すべきだということについて申し上げたいと思います。

技能実習事業は人材育成事業であるということを関係者全員が共有することが必要です。技能実習制度の事業としてのゴールは、帰国ではなく、むしろ帰国してからいかに活躍できるかということに設定しなければならないと思います。それには大変手間が掛かるところではありますか、この事業に関わる者の共通の責任だと思っております。

当社では、目先の利益ではなく将来の成功のために目的意識を持てるよう、人生と仕事の原理原則の授業も行っています。例えば、日本へ行く目的は、大きな魚を捕りに行くのではなく、釣りの仕方を学びに行くことです。魚は捕つても食べたらなくなつてしまいますが、釣りのことができたら一生食べていくことができます。そのためには、謙虚に学ぶ姿勢を忘れないこと、そして信頼関係をつくること、時間を守ることなどを様々なエピソードや日本での実例を基に教えます。

以上、この日本の技能実習制度のいい部分は伸び、人材育成の趣旨を尊重しない送り出し機関、監理団体、受入れ企業、実習生本人がいれば、それは是正する必要があると思います。今後、新しい制度によつて、それぞれ満たすべき条件が明確になつて、より良い制度になつていくことを期待しています。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(秋野公造君) ありがとうございました。

生は、日本へ行く前に、この授業を必修科目として、約一年間、カリキュラムの中で合計百二十八時間学びます。

このような教育を受けて来日した実習生を人材育成、国際貢献の趣旨の下で受け入れてくれる監理団体や企業はとても多いと感じています。技能の教育はもちろんのこと、社内での日本語教室を開いて、日本語作文コンクールへの参加や日本語能力試験の合格に向けサポートしてくれたりしています。本人大切にとつては、単なる労働者ではなく、あくまでも実習中の身としてケアもしていただいているという意識が企業や監理団体、送り出し機関に対する感謝の気持ちとなります。

そうなると、技能実習を通じて一人の日本のファンになる人材が増えます。先ほど申し上げましたけれども、そのおかげで、帰国後、本人はしっかりと進路を考え、いろんな活躍、ベトナム製造業やサービス産業に貢献していくことを、先ほど事例も御紹介させていただきましたが、

ここで、参考になるか分かりませんが、労働許可制を取つている韓国では、ベトナム人の失踪者が約三万人近く上つたため、二〇一二年、受入れが一旦ストップされました。これは、人選、企業のマッチングや事前教育、韓国でのフォローアップ体制、また帰国後の進路サポートといった仕組みが十分ではないためではないかと考えられます。

次に、旗手参考人にお願いいたします。旗手参考人。

○参考人(旗手明君) 御紹介いただきました旗手です。

今日は本委員会にお招きいただきまして、大変ありがとうございます。後は着席させていただきます。

私は、まず自己紹介兼ねましてですが、今日お配りさせていただきました資料に二つ肩書がございまして、一つは移住者と連帯する全国ネットワークの運営委員ということ、それからもう一つは自由人権協会の理事という立場でお話をさせていただきます。

簡単に御説明しますと、上の方は移住連というふうに略称しますが、移住連の方は言わば運動団体です。それから、自由人権協会の方はいろいろ提言をしたりしますが、基本的にいろいろ研究をする団体ということです。私の外国人労働者問題との関わりはその両面で行ってきたので、二つの肩書で今日はお話をさせていただければというふうに思っています。

外国人労働者問題に取り組み始めて、私は四半世紀以上、一九八〇年代の後半から取り組んできております。また、技能実習生、前は研修生といふ言い方をしておりましたが、一九九九年から取り組んできています。

かなり昔からいろいろ問題点は指摘させていただいてるんですが、現状、例えば外国人技能実習生が全国の自治体の七七%に存在をするというような状況になつております。これは共同通信が今年の五月から七月にかけて行った言わば悉皆調査ということで、全都道府県それから市町村では九三%の回収率という中での実態です。技能実習生は、今や日本社会に深く浸透している非常に大きな課題だというふうに考えざるを得ません。実は、先日、十月の末に、私は東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の持続可能な調達ワークンググループというところのヒアリングに呼ばれまして、実情を話をしてきました。この組

織委員会の取組は、環境、人権、労働等で問題のある企業からの製品やサービス、これを排除をし

ます。オリンピックをつくり上げるというものです。このためのコードを今検討中ということで、参考のために呼ばれたということです。

私は実態をお伝えをしてきたわけですからも、例えば、私と一緒にヒアリングを受けられましたジェットロの方なんかは、企業側の立場ということだったと思いますが、海外から技能実習の制度については非常にリスクとして見られています

企業リスクにしないようなどう観点からお話をされておられました。こうした調達コード、持続可能な調達コードの取組というものは、今レガシー

とすることが言われておりますが、建物だけではなくて、労働や人権に関わるこうした制度のこと

もレガシーになれば、オリンピックを通じた日本

のレガシーになれば、という立場で御報告をさせていただいたところです。

今言いましたような国際的ななかなか厳しい目があるということについては、今日、私のレジュメの五ページのところに概略、五ページの上の方

ですね、国際的な批判が集中ということで御紹介をしておりますので、参考に見ておいていただければと思います。

長年この問題に携わってきた者としては、非常

にいまだに残念な思いをしておる次第です。実は、こうしたかなりひどい人権侵害が行われる制度がいまだにこの日本に今も存在するということについては、私の辞書には余りないんですが、國

についても、この日本に今も存在するということ

についても、この日本に今も存在するといふふうに考えておると

れるべきだと思います。

これまでの対応も、その辺を踏まえた緻密な実践的な対応が望まれるというふうに考えておるところです。

かなり昔からいろいろ問題点は指摘させていただいてるんですが、現状、例えば外国人技能実習生が全国の自治体の七七%に存在をするというような状況になつております。これは共同通信が今年の五月から七月にかけて行った言わば悉皆調査ということで、全都道府県それから市町村では九三%の回収率という中での実態です。技能実習生は、今や日本社会に深く浸透している非常に大きな課題だというふうに考えざるを得ません。実は、先日、十月の末に、私は東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の持続可能な調達ワークンググループというところのヒアリングに呼ばれまして、実情を話をしてきました。この組

なされていない政府報告といいますか、懇談会報告ということになつていますが、そこにも触れられていないというようなことで、幾つか欠陥を指摘せざるを得ないかなというふうに考えておると

ころです。

私のレジュメの四ページを御覧いただければいうふうに思います。

今日の委員会のために簡単な絵柄を用意をしてまいりました。上の方は、いろいろな契約関係、登場人物というのは様々あって、非常に複雑な構造になつているという問題が一つあります。

もう一つは、いろいろ様々病理現象を指摘されることがあります。それが一つ一つ、ある技能実習生についてはこの問題、ほかの技能実習生についてはこの問題といふことはなくて、一人の技能実習生の方に、この下の図のように全部が全部これがこの問題といふことではなくて、一人の技能実習生のしかかるというわけではないけれども、多くのケースで重複的にこついう問題がのしかかっている。その実態を踏まえながら制度の改善も考えていかなければいけないし、今後の具体的な運用段階での対応も、その辺を踏まえた緻密な実践的な対応が望まれるというふうに考えておるところです。

幾つか具体例を御紹介をさせていただきます。

今日の資料の中に、レジュメの次ぐらに入れていますが、技能実習生強制帰国未遂事件というのが、二というのと、一枚めくると五

というのとあると思います。これは、日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書といふものに掲載をされた、担当された茂呂弁護士の報告です。

この二の方は紀さんという方のケースで、最終的には裁判で勝訴をしてそれなりの救済を受けた

といふことなんですが、この紀さんのケースが、その次の資料通りに入っているかと思いますが、

改訂の対象にはなつていない元の技能実習制度の

事件というのが、二というのと、一枚めくると五

といふことなんですが、これは、制度の健全化を維持するには監理団体が主軸になつていて制度設計とされているわけですけれども、私どもから見ると監理団体が一番問題の対象であるといふふうに考

えております。なかなか表に監理団体の実態は出てこないんですねけれども、ある技能実習生をサ

ポートをしていた監理団体の職員が解雇をされて今裁判になつていていうケースがございます。

これも先ほどのニュースレターに一部状況が載つておりますけれども、このケースで、監理団体がどういうふうにやつておるか、今日はつまびらかに御報告する時間はありませんけれども、これを御覧いただけます。紀さんは、実は妊娠をしたからといふことで強制的に帰されそうになつたといふケースです。

この保証書の第十二条というところに、「女性の実習生は採用後には妊娠しない事を保証する。」といふふうに明記をされているわけです。この条項に従つて送り帰されそうになつたといふケースでございます。

それから、次の五と書いてある石川技能実習生強制帰国未遂事件、これも未遂で終わつているんですけれども、このケースは宋さんという方のケーズだつたと思います。

それで、その次の資料で渡日研修生、実習生違反賠償の合意というものがございます。ここ何か所か私の方で下線を引かせていただいておりますが、研修中に他人と不法に同居した場合、外泊して帰宅しない者は直ちに強制帰国、併せて違約金。以下、御覧いただければ結構ですが、恋愛に

反対では警告処分、言うことを聞かないと違約金を定める、即刻強制帰国になる場合もあるというケースについては警告処分、言うことを聞かないと違約金を定める、即刻強制帰国になる場合もあるというケースについては警告処分、言うことを聞かないと違約金を定める、即刻強制帰国になる場合もあるという

ケースについては、今日お配りさせていただいている移住連のこのニュースレターの二ページ以降に同じ茂呂弁護士が現場の写真も含めて御報告をしていただけていますので、後ほど参考にしていただければ幸いです。こうしたのが現状の問題点といふことになろうかと思われます。

それで、もう一つ触れておきたいのは、現在の改正の対象にはなつていない元の技能実習制度の

事件というのが、二というのと、一枚めくると五

といふことなんですが、これは、制度の健全化を維持するには監理団体が主軸になつていて制度設計とされているわけですけれども、私どもから見ると監理団体が一番問題の対象であるといふふうに考

えております。なかなか表に監理団体の実態は出てこないんですねけれども、ある技能実習生をサ

ポートをしていた監理団体の職員が解雇をされて

今裁判になつていていうケースがございます。

これも先ほどのニュースレターに一部状況が

載つておりますけれども、このケースで、監理団

団体がどういうふうにやつておるか、今日はつまびらかに御報告する時間はありませんけれども、こ



きながら座り込んで待っていたと、そういう若者もいました。

また、実習生本人が問題状況を話せないもう一つの理由は、たとえ幾ら幾ら支払えということを事前に知らされている場合でも、これを秘密にするように送り出し機関から言い含められていたり、あるいは脅されているからです。

すなわち、先ほど述べましたように、入管にばれるるに来日できなくなるし、来日後においても実習の継続とか自分の後輩たちの来日に影響するおそれがある。そうなると、送り出し機関としても保証金を返すこともできなくなるよとか言われているわけです。あるいは、どこかにチクつたらおまえのその渡航は後回しにさせるぞとか、そういう脅しが掛かっているわけです。非常にずるいやり方だと思います。

ちなみに、ベトナム政府は、日本向けの技能実習生について、送り出し機関が徴収する手数料や保証金に関する上限を定めています。すなわち、手数料については、日本で見込まれる収入の月額〇九年の上陸許可基準令の改正で、金額によらずドル掛ける年数、したがって三年なら三千六百ドル、もし五年だとどうなるのか、本当に六千ドルになるのかどうかは未確認ですが、というふうになっています。

しかし、例えば、じや、そこで設定されている千二百ドルが実際にもらえるかというと、例えば岐阜のアパレルなんかでは実質的に最賃以下で働かされているところが少なくないことは、既に今国会においてもほかの方々から御紹介があつたところだと思います。また、例えば、私が直接知っている事例でいうと、青森のある電子部品工場ですが、ここでは完全時給制が取られています。もちろん、技能実習生ですからアルバイトは禁止されているわけで、そなるとゴールデンウイークがある月なんかは地獄だというふうな悲鳴が本人大きから届いています。

そういう違法ないし特殊かもしれないケース

ルというのは高過ぎると思います。しかし、実際にはその二倍程度の金額を様々な名目で徴収をしている送り出し機関が少なくありません。

また、保証金については、ベトナム政府は日本に渡航する技能実習生については三千ドルを上限としてこれを要求することを送り出し機関に認めています。そういう事情もあって、ベトナム国内において送り出し機関は特に北部の送り出し機関に多いですが、割合大手を振って実習生に保証金を要求するわけですが、我が国の制度上は保証金を納めていると入国できなくなるわけで、我が国としては、このような制度上の矛盾を送り出しへの各國とも連携して解決していく必要があると思います。

なお、我が国においては、従前は、不适当に高額の保証金を納めさせられている場合のみ入国審査の考慮事項とされていたわけですが、後に、二〇〇九年の上陸許可基準令の改正で、金額によらず一切認めないという取扱いに変更されているわけですが、それが先方に、例えばベトナム政府なりにちやんと伝わっていないんじゃないかというふうな気もいたします。

結局、我が国にやつてくるベトナム人技能実習生の多くは、送り出し機関で日本語などを学ぶ間の家族の生活費、先ほどのソンさんのところだつたら一年間ですよね、私が携わった中では、長い人で二年間も送り出し機関に飼い殺しにされていましたが、そういう費用も含めて、来日した段階で既に八十万円から百五十万円、場合によつてはそれ以上の借金を抱えてしまうことがあります。多くの場合、家族や親戚の土地を担保に銀行から借りたお金でありまして、したがつて、もし返済できなかつたらもう帰る場所を失うことになります。

さらに、こういった闇金の話は別としても、借金との関係で特に苦しい思いをしている人々の例として、現在審議されている介護の分野での来日をを目指している人々が挙げられます。

合などはお金も土地も残らないという結果に追い込まれてしまう点では同様かと思います。

ベトナム人技能実習生の受け入れ企業の社長さんはよく、実習生はいろんな経費を考えると必ずしも安くないんだけど、でも休まないし、辞めないし、だから使っている、でもよく失踪するんだよねというふうにおっしゃいますが、こういつた背景から、実際に休めないし、辞められない場合によってはやむにやまれず失踪して不法就労してしまうわけです、肯定するわけではありませんが。

なお、借金に関連して言いますと、技能実習生のこういった問題を議論する場合に忘れられがちな問題として利息の問題があります。

さきに御紹介したような渡航直前になつて多額の追加的な支払を請求された場合なんかは特に、我が国でいうところの闇金に頼らざるを得ない人も少なくありません。これがなかなかえげつなくて、私もベトナムで試しに借りてみたことがあるんですが、現地でそれなりに私は信用があると思つてはいるんですけど、それでも利息が〇・三%、これは一日ですよ、そうしますと一ヶ月で九%，一年だともう元本超えますね、ということになります。

間違つても、人材育成による国際貢献という、もはや誰も信じていらない建前を維持するために、途上国から我が国に来ててくれる若者たちを現在以上に苦境に追い込むような結果にならないよう注意が必要です。

なお、本日は時間の関係でお金に関する問題ばかりを中心に申し上げましたが、もちろん問題はそれだけではありません。

例えば、造船技術者などのいわゆる職業さんは別にして、さしたる技術もなくて、場合によつては高校を出たばかりで何らの就労経験も有しないような技能実習生の中には、来日するまで一体自分が日本のどこのどのような会社でどんな労働条件で働くのか、その所在地や基本的な勤務条件すら具体的に知らされていない者も少なくあります。

労働契約書面は、本人たちが理解できない漢字で記載され、しかも本人たちには交付されず、送り出し機関の事務室に保管されています。

語の勉強などをしており、しかし、一向に来日で

きなまま借金ばかりが膨らんでいくという状況に置かれています。

まさに、我が国と送り出し国との間の連携不足、我が国との送り出し国側の事情や送り出される技能実習生たち個々人の置かれている状況に対する無関心、無責任によって生み出された被害者といふべきです。

以上、送り出し機関の事情としてベトナムを例として簡単に御紹介申し上げましたが、本法案の内容について、一点、思うところを申し上げさせていただきますと、新しい管理監督体制、管理監督機関、サポート機関を設置してみたりするのも確かに一つの改善策と言えるかもしれません。が、一体そのことによって生じる様々な直接、間接の経済的な負担が最終的に負わされるのは誰なのはより細やかな、細かな手続を設けてみたりするのも確かに一つの改善策と言えるかもしれません。が、一体そのことによって生じる様々な直接、間接の経済的な負担が最終的に負わされるのは誰なんだということを慎重に考えてみる必要があると思います。

間違つても、人材育成による国際貢献という、もはや誰も信じていらない建前を維持するために、途上国から我が国に来ててくれる若者たちを現在以上に苦境に追い込むような結果にならないよう注意が必要です。

なお、本日は時間の関係でお金に関する問題ばかりを中心に申し上げましたが、もちろん問題はそれだけではありません。

例えば、造船技術者などのいわゆる職業さんは別にして、さしたる技術もなくて、場合によつては高校を出たばかりで何らの就労経験も有しないような技能実習生の中には、来日するまで一体自分が日本のどこのどのような会社でどんな労働条件で働くのか、その所在地や基本的な勤務条件すら具体的に知らされていない者も少なくあります。

労働契約書面は、本人たちが理解できない漢字で記載され、しかも本人たちには交付されず、送り出し機関の事務室に保管されています。

語の勉強などをしており、しかし、一向に来日で

ことですが、許されない権利侵害というべきです。

また、来日後の彼ら、彼らの多くが置かれている様々な権利侵害の実情については、既に多くの方々や媒体によつて指摘されているとおりです。

私としては、我が国が本当に海外からの単純労働力を必要としているのであれば、実際上移動の自由とか職業選択の自由が制限され、その他様々な権利侵害にさいなまれている現在の技能実習生としてではなくて、正面から移住労働や移民労働者として受け入れた上で、ちょうど今般、労働基準監督官を増員するということになつたように聞いておりますが、外国人労働者に対応できる労働基も多数養成して配置する、そういう対策を講じることを検討するべきなんだろうと考えております。

○委員長(秋野公造君) ありがとうございます。  
私からは以上です。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

○元榮太一郎君 自由民主党の元榮太一郎です。

参考人の皆様におかれましては、お忙しい中、当委員会に御出席いただき、また貴重な御意見をいただきました。

そこで、このよだな技能実習法案につきまして、誠にありがとうございます。

私は、今回の技能実習法案が、技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に効果を發揮して、技能実習生の皆さんに技能修得に励んで、そして本国に帰国して母国の発展に寄与することを期待しております。

そこで、このよだな技能実習法案につきまして、幾つか御質問させていただきたいと思います。

まずは、レロンソン参考人から伺います。

我が国においては、技能実習制度を廃止して外国人単純労働者を期間を限定して受け入れる、お隣韓国の雇用許可制のような制度を導入したらどう

うか、このような意見も出ておりますが、参考人の御意見を伺いたく思います。

○参考人(レロンソン君) 先ほど発表した中でも少し触れましたけれども、今現在、日本の技能実習制度において、国際貢献、人材育成の下でやつてありますけれども、韓國の方ではもとと前、二〇〇四年前までは同じ技能実習制度も使われましたけれども、二〇〇四年以降、雇用労働許可制度に入しまして、そのときからベトナムから韓国に労働者として派遣できるようになつたのは二〇〇四年からですけれども、日本の技能実習制度と違つて、政府間、政府の監理の下で、派遣機関でもなく監理団体でもなく、直接政府から政府に対して労働者を許可をしていくことになつております。

実際行く人は労働者として行くわけですので、教育機関とか、また人選、その企業さん、どこの企業さんに行くか、どこの企業さん採用されるか、前もつてこれもマッチングできていない状態で、あくまでも本人は政府に登録して、登録しきれる、韓国に行つたらそうして初めて分かるようになりますので、このよだな仕組み、労働者を受け入れるにとりましてはいいかも知れませんけれども、結果的に、二〇一二年、韓国で起きていたる問題は、合計七万五千人受け入れたんですけど、その半分、一時的に半分以上の失踪率が出でいまして、合計三万人以上の失踪者が出てわ

けですね。そこで、韓国政府は、二〇一二年、ストップされたわけです。

一方、日本の方で、そういう状況ではなくて、あくまでも帰国前提で、帰国してから本人はどういうふうに活用していくかという制度は定められています。韓国に行く場合にもう労働者として、日本に行くか日本に行くかという、ベトナムの中でも、人間協力、そのよだなまさに体現者だと思うのですが、実際に技能実習生として送り出して戻つきます。その際に、エスハイで働いたり、自ら送り出し機関、会社を立ち上げるよだな人というほどのくらいの割合いるんでしょうか。

○参考人(レロンソン君) 割合というのはもう全くゼロに近いんですね。ただ、今弊社のスタッフは二百人の体制でやつておりますが、その中で日

ら、日本に来る目的は勉強のためですから、勉強、事前期間は必要だということで、各派遣機関の責任で教育をしてもらつた上で日本に入ります。

また、さらに、日本に来てから、もし実習生、人材がですね、現場で問題が起きたときに、政府の監理だけだと日頃のこと分からんんですね。

監理団体を通じてそういうたった日頃の実習生からの懼み相談とか、そういう直ちに問題が予防できるし措置もできるわけですので、弊社みたいに、先ほど述べましたように、もし問題起きたらすぐに本人からヒアリングして、実際、事実を確認した上で、団体様と協力して、企業さんと話合いを設けて問題解決できる。この問題、こういうことができるおかげで問題はほとんど起きていらないわけです。

次に、齊藤参考人にお伺いします。

今、レロンソン参考人のように、技能実習の制度理念である国際貢献、実現していると思われる例があるわけですが、その点について参考人はどうお考えでしようか。

○参考人(齊藤善久君) 先ほどレロンソンさんがおつしやつたとおり、このよだなすばらしい送り出し機関であつても、実習後帰つてきて、その技術を本来の分野で発揮する人はほとんどない。

結局、送り出し機関で働くわけです。それがいざビジネスだからだと思います。そうなつてしまつているのが現状だと思います。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。

今、レロンソン参考人の意見陳述によりますと、送り出した実習生で戻つてきた方の中で、実際にはその送り出し事業に関連している元実習生はさほどいないというようなお話をあつたかと思いまます。その点についてはいかがですか。

○委員長(秋野公造君) どなたに。

○元榮太一郎君 齊藤参考人に伺います。

○参考人(齊藤善久君) 先ほどのお話を私の理解

では、日本で学んだ知識、技術を本来の分野でベトナムなり母国で生かして働いている方はほとんどいないというふうに聞きましたが、そうではなくて、むしろ自ら送り出し機関を立ち上げたり、そのスタッフになつたり、あるいは日本語の先生になつたりする人が多い。それは、私が実際に関わつた実習生たちでも本当に多いです。実際に

希望としてもそうです。

そこで、レロンソン参考人に伺いますが、エス

本語の先生ですね。帰国生、非常にこの制度が良くて、もっと後輩に伝えたいことがいっぱいありますので、自ら弊社に就職したいと。その先生は三人、日本語ですね、N2以上を持っている人。

また、お客様、企業様が来られるときにその対応をフオローするための言葉も堪能な元帰国生二人も今現在活躍しております。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。

ハイから送り出して戻ってきた実習生、一番多く就いている職業は何でしょうか。

○参考人(レロンソン君) 弊社が送り出した割合の中では、製造業中心で機械加工とか溶接とか、

そういった技能の修得する割合が四割、五割ぐらいですか、ありまして、こういった職種、主に本人は行く前にもうそういう専門や知識を持つて

いる、経験を持っている人たちがほとんどです。で、日本へ行つて更に磨いたり、その腕、日本の技術ですね、例えば機械操作だとプログラミング

できたり図面を理解できたり、そういう知識を身に付けた人たちは、今現在、ベトナム国内で日

系企業や韓国企業、台湾企業、たくさん進出しておりまして、そういうたできる経験者、人材ですね、特に日本語もできるので非常に欲しがっています。

ですから、彼らは、帰つたら、そういう仕事で就職したら、多分給料は行く前の三倍、下手すると四倍になることもできるので、ですからほとんど自分たちはそういうところに就職しているんじやないかと考えております。

○元榮太一郎君 齡藤参考人に伺います。

スハイさんに関しては多くの方が日本で学んだ技術をしっかりと本国又はその関連する業界において生かしているということですけれども、この話を聞いて、参考人、どのようにお考えですか。

○参考人(齊藤善久君) エスハイさんはすばらしいと思うのが一つと、あと、先月だったと思いま

した。そこで、技能実習生を終えて帰つてきた人が、二つありましたね。特に関係ないというところと、まあ採用、少しは優先するかなというところもありました。では、優先する理由は何かといふと、日本語能力は大して期待していません。技術も期待していません。ただ、日本での働き方、その文化ですね、時間をちゃんと守るとか片付けをちゃんとするとか、5Sというやつですね、

そういうところは若干評価されているようです。そういうところは若干評価されているようです。

○元榮太一郎君 齡藤参考人、ありがとうございます。

そこで、改めて齊藤参考人に伺いますが、レロンソン参考人のエスハイの会社のように、技術移

転等を通じた国際貢献を実際にしている会社があるわけですね。そうしますと、この技能実習制度の本来の趣旨を生かしながら継続するということ

もまた有益だと思うんですけれども、何か良い方策というのはあると思いますか。もしあれば教えていただきたいと思います。

○参考人(齊藤善久君) 方策はあると思います。

それは、我が国が必要としている分野の労働者を呼ぶんじゃなくて、現地で養成が必要とされている職種の労働者を受け入れられるものを受け入れる。それがいいと思います。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。貴重な御示唆をいただきまして、大変感謝をしております。

以上で質問を終わります。

参考人の皆様、ありがとうございました。

○真山勇一君 民進党・新緑風会の真山勇一と申します。

今日は、参考人の皆様、割と短いお知らせの期間でこういうふうなことをお願いして、快く引き受けさせていただきまして本当にありがとうございます。

皆さんはいろいろお伺いしていただきたいというふうに思っていますが、まず最初に、私は非常に今日

は興味を持つて伺つたのは、レロンソンさんも、それから齊藤先生も、ベトナムの事情ということをお話しいだきました。お話を伺つてみると、

レロンソンさんのお話を理解できるし、それから齊藤さんのおおしゃることもよく分かる。つまり、ベトナムという国の技能実習生、抱える問題まさにレロンソンさんは光の部分で、齊藤さんは影の部分かなと、言わばそういう感じを受けたんですね。

やっぱり、物というのはいろんな多面性がある

ので、うまくいく面もあるし、なかなかそ

うはいかない面もあるるという、それをそれぞれの立場から御主張いただいたということで、大変

ちょっと申し訳ないんですけど、まずレロンソンさんにお伺いしたいのは、齊藤さんのお話を伺つて、御自分の実際にベトナムでやつてある送り出

し機関の仕事と比べてどんなふうに今感じられたかということと、それと同時に、その後、齊藤参

考の方には、逆に、やはりこういううまくいくているケースもあるということを踏まえてどんな感じを持たれたかということを伺いたいと思いま

す。

○参考人(レロンソン君) 先生、ありがとうございます。

そうですね、先ほど齊藤先生から申し上げられることは、いろんな調査を行つた上で分かつたことではございますが、ただ、今、ベトナム派遣機関、登録社数は二百数十社もありまして、全体的にどれぐらいの調査を行つているかについても、

どういう問題が大きくあるかということは分かりますけれども、ただ、一派遣機関としましては、客観的に見ると、派遣機関の能力次第、その派遣機関の社長や経営陣の考え方次第、また、日本サ

イドの受入れ団体の方々もこの仕事においてどういうふうに考えているか、それによってやり方が変わってくるんですね。ですから、眞面目にこの制度を取り組むことできたら非常に最高な、日本本も幸せになるしベトナムもハッピーになります

ので、オールハッピーになると思います。

次に、ベトナム、現在、今、初任給で平均月給は大体一万五千円前後なんですが、日本に

来て、実習制度を通じて来ているわけですので、勉強もできるし、いろんな面も勉強できるし、それも報酬として最低賃金以上もらえると、まず賃金の面でおいても非常に意味ありますし、ただ、弊社はそれだけでは考えていない

で、違う目的も、一石二鳥、三鳥にも考えてもらおうように、将来のために考える。こういった趣旨

例えば、造船業で溶接なんか頑張っている技能実習の皆さんには、本国でもうその技術を持つてますね。もう十年とかやつていて、日本に来て非

者ですね、実習生の応募者はほとんど若者が、ほとんど二十代前半ですから、先のことを考えていない人もいっぱいいるし、そういう教育事業を

通じて彼らへ知らせて、今行つて、若いうちに海外へ出て三年間稼ぐんだではなくて、将来帰つて

きて社長になつたり管理者になつたり、そういう教育はどこまで徹底的にやつてあるかという、派遣機関によつてあると思います。

やつて、これが一生懸命投資して発展して、途中でもし免許とか業務停止になつたらもう倒産することになりますので、真面目にやらなければいけない時代になつてきています。

○参考人(齊藤善久君) 私も技能実習制度の理念に関しては特に異議はありませんし、うまくいくところが少数ながらあるんだなどということはお話を伺つていて分かります。ただ、うまくいっているところが少數ながらあるんだなどということはお話を伺つていて分かります。ただ、うまくいっているというのが、失踪しないとか、ちゃんと給料をもらえてるとか、そういうレベルで終わつてはいけないわけで、制度趣旨はやっぱり人材育成を通じた国際貢献ですから、この制度でやつていいこうと、いうのであれば、ちゃんと送り出し側で、そういう仕事に就いていて、その技能を日本で伸ばした後でまた更にそれを続けると、本國に帰つてですね、そういうことがはつきりして

いる人だけ呼ぶのなら分かります。

例えば、造船業で溶接なんか頑張っている技能実習の皆さんには、本国でもうその技術を持つてますね。もう十年とかやつていて、日本に来て非

常に活躍している、溶接コンクールでも優勝するような人が多くいますね。そういう人たちですが、そういう人たちでも、本国に帰ると、もうその後、溶接を続けるつもりはほとんどないですね。何がやりたいと聞くと、やっぱり技能実習の送り出し機関がいいかなというふうに言うわけです。だから、その点で若干の絶望とか失望もしております。

○真山第一君 ありがとうございます。

あともう一つ、レロンソンさんにお伺いしたいんですけど、今回の技能実習生の中に新しく介護が入りました。先ほど、齊藤参考人のお話をしたよね、ベトナムには介護という職業の分野のあれがないという話を伺つたんですけれども、今回新たに加わった介護という問題についてはレロンソンさんはどんなふうな評価をしていらっしゃいますか。

○参考人(レロンソン君) 介護の分野に関しては、これから技能実習制度を導入されるというごと、今法案がありますけれども、今現在、どうなっていくか、弊社にとりましては少し慎重に検討しているところですね、どういう方向に進まるか。日本の方はニーズがあると思います。ベトナムの方でもニーズがあると思います。ただ、どういう取決め、どういう水準でやつていくか不明の段階で、ちょっと何も検討できていないんですけれども。

ただ、一つ課題としましては、元々製造業中心で実習生制度、行かせているんですけど、今まで対人関係になりまして、特に言葉やその人の性格とかその人のメンタル、そういう精神なことをやりますので、そういうふうに思いますが、今の制度より以上に教育の力を入れておかないと、日本語能力、今技能実習制度は規定がないんですけど、これあくまでも企業さんベースで要求されることであって、我々対応しようとしても、もし今後介護をやることになれば、日本語を最低例えばN3とかN4とか、そういうふうなレベルまで達し

ないと仕事できない。そうなると、派遣機関の方できちんと教育機能をしっかりと力を入れないといけない。

言葉だけではなくて文化も、日本の文化、非常に特色な文化で、そこで理解しないとカルチャーショックになつたり働く環境もいろんなトラブル発生するので、そういう面においては、是非御検討していただき、もつと条件定めていただけするとやりやすくなると思います。

○真山第一君 同じ、この介護の分野の今回加えられたことにについて、齊藤参考人からも、問題点があつたら、感じていることをちょっともう一回お伺いしたいと思います。

○参考人(齊藤善久君) 介護の現場では、特に日本の文化とか言葉が余り分からぬ外国人を介護従事者として使用することに不安の声はたくさん出ているのは存じております。ただ、外国人を使うこと、働いていただくこと一般については私はそれほど問題あるとは考えていないくて、それはできる人を探用して使えばいいだけで、家族ビザで入国していくつしやるほどんど日本語のできないようなベトナム等の方々も実際にもう施設で働いていますからね。

ただ、技能実習制度としてこの介護の方をお呼びするというのはおかしいと、制度趣旨からして特にベトナムに関してはおかしいと考えています。ベトナムにも若干はそういう施設もあります。ベトナムにも若干はそういう仕事をしている人もいて、これから増えていくかもよということも大使館の方なんかおつしやつてしますけれども、現状必要な性格とかその人のメンタル、そういう精神なことをやりますので、そういうふうに思いますが、今の制度より以上に教育の力を入れておかないと、日本語能力、今技能実習制度は規定がないんですけど、これあくまでも企業さんベースで要求されることであって、我々対応しようとしても、もし今後介護をやることになれば、日本語を最低例えばN3とかN4とか、そういうふうなレベルまで達し

○参考人(旗手明君) 一番最後のところを見ていただくと、これ原本あるわけですが、翻訳をしたものでそれども、中国側送り出し機関責任者の名前、具体的にどういう有限公司かというのも書かれています。

それから、もう一つの渡日研修生というやつであります、これも送り出し機関と考えていただきよろしいかと思います。

○真山第一君 この技能実習生の、いろいろな問題はあるんですが、やっぱり大きなところを見るところでもやはり問題はあると思うんですが、これ

というか、そういうものになつている。それから、こちらの日本国内でいうと監理団体、それから実習生の受け入れですね、受け入れ機関とのところでもやはり問題はあると思うんですが、これ見るとかなり、先生おつしやるように、参考人おつしやるよう、人権の、本当にこんなことが決められているということにちょっと私もびっくりしたんですが、やっぱりこの辺りを、これをなくすためにはこちら側から、やっぱりこういうものが手に入るなんならば、何か是正ということをしていかなければならぬと思うんですが、その辺りというのはどういうふうにお感じになりますか。

○参考人(旗手明君) まず、こういう資料が、先ほどベトナムのケースでも齊藤先生言われましたが、簡単に技能実習生から出てくるわけじゃないんですよ。私も直接中国の女性の、当時は研修生でしたけれども、その人たちがふだん何の仕事をしているかというと、クリーニング工場で働いているんです。今日、ニュースレターでお配りしましたが、これクリーニング工場なわけなんですけれども、その人たちがふだん何の仕事をしているかというと、クリーニング工場で働いています。二号移行対象職種ではないんです。ですから、一年間は入れられます。一号では入れられます。でも、二号にはなれないんです。ですから、一年間でお帰りいただかないといけない。それを縫製で入れて、二号まで行ける職種で入れて、クリーニング工場で働かせれば三年間働けるわけです。今後は下手すると五年間になつちやうかもしけない。そういうからくりがあつてやられていること

とはまた違ひがあるというふうに考えていただけます。これがいいんだろうと思ひます。

ですから、今回の改正についても、その真相にちやんと迫れるようなものなのか、上辺だけの、書類さえ整えればすと通つてしまふようなレベルのチェックになるのか、その辺がキーポイントなんだろうと思うんですね。

○真山第一君 そのチェックの問題なんですけれども、やっぱり一つは、チェックする機構という

のは、本来ならばJITCOというのがやらなければならぬ機構なのかなということも思うんですね。やはり受け入れの監督をしているという立場と、送り出し機関が向こう側では一番最大のガンでですね。この辺りがやはり問題だということで、今回新たに、このJITCOを廃止して、外国人技能実習機構という新しいものをつくりますが、これに対する旗手参考人の期待、感想、いかがですか。できますかね。

○参考人(旗手明君) 實効性を上げられるというふうに期待はしたいと思いますが、なかなか相手が生易しくないということを頭に置いて考えるに、なかなか厳しいというのが率直な感想です。私、現場まで調べに行つたことがあるケースでも、山梨の、これはもう世界的にも中国メディアでは紹介をされたケースなんですが、それでも紹介をされたケースなんですが、それからができますかね。

○参考人(旗手明君) 実効性を上げられるというふうに期待はしたいと思いますが、なかなか相手が生易しくないということを頭に置いて考えるに、なかなか厳しいというのが率直な感想です。私が手に入るなんならば、何か是正ということをしていかなければならぬと思うんですが、その辺りといふのはどういうふうにお感じになりますか。

○参考人(旗手明君) まず、こういう資料が、先ほどベトナムのケースでも齊藤先生言われましたのが、簡単に技能実習生から出てくるわけじゃないんですよ。私も直接中国の女性の、当時は研修生でしたけれども、その人たちがふだん何の仕事をしているかというと、クリーニング工場で働いています。二号移行対象職種ではないんです。ですから、一年間は入れられます。一号では入れられます。でも、二号にはなれないんです。ですから、一年間でお帰りいただかないといけない。それを縫製で入れて、二号まで行ける職種で入れて、クリーニング工場で働かせれば三年間働けるわけです。今後は下手すると五年間になつちやうかもしけない。そういうからくりがあつてやられていること

なんです。

JITCOに対してどういう対応をしたかというと、JITCOが指導するために巡回指導ということでお見回りに来ます。事前に通知があります。その日だけクリーニング工場の二階にミシンを並べて本人たちを座らせる、こういうことをやつていたわけです。これを見抜けるのかということです。一つは、やっぱり検査は抜き打ちでやらなければ駄目だということですね、一つは。

それから、先ほど下からの規制というふうに申し上げましたが、実態を一番よく知っているのは技能実習生自身なわけです。技能実習生がちゃんと声を上げられる環境をどれだけつくるか、問題があつたらちゃんとそれが技能実習機構に伝わると、これを担保しなければ、本当の意味で、三年間に一回現場行つたからといってチェックにならないと思っています。

ですから、先ほどなかなか意を尽くせませんでしたけれども、技能実習生が声を上げられる条件というのは幾つかあります。保証金や違約金に縛られた状態では、途中で帰されれば人生が立ち行かなくなるというようなこともあります。ですから、そういう保証金や違約金のないクリアな形を用意をしないといけない。それから、いろいろと労働環境について権利主張をしたり、居住環境について不満を言つたり、そうした場合に翌日に空港に連れていかれるというようなことも現実に起こつてゐるわけです。支援団体はもう空港のロビーで待ち構えてぎりぎり救出をしたり、下手をするとき前の連絡ができるないケースでは、もう出国ゲートを通つた辺りのところ周りの日本人に携帯電話を借りてトイレから電話して救出を求めるというようなケースもあるわけですね。

ですから、強制帰国をさせられない環境をどうつくるか。先ほども言いましたように、寮に住まわされて、寮というのは、下手すると工場の一角にベニヤ板で囲つただけの場合だってあるんですね。そういうことも含めて、要するに二十四時間

言わば会社に動向を見られる、監視をされるような環境の中で、しかも周りの様子がよく分からぬ技能実習生が問題を指摘するというのは容易なことです。

そういう意味では、やはりシェルターを技能実習機構がきちんと準備をする。衆議院の議論を見ますと、どこかホテルと賃貸契約というような話ををしていましたが、そんなレベルでは救出はとてもできません。宿があればいいという問題ではないわけです。要するに、実習生たちは、そういう保証金や違約金の問題もありますけれども、日々のところではやはり賃金がちゃんと払われているのか、労働時間がきちんと守られているのか、そういう問題を抱えているわけです。

それで、権利を主張するというのは、多くのケースは賃金がちゃんと払われない。これは厚生労働省の実習実施機関に対する指導監督、送検の状況といふもので毎年報告が出されていますが、昨年のものは、これは法案を出した意欲が厚労省にも反映しているのか、非常に率直に状況を書いていました。私のレジュメにもその辺は一部引用をしておきますが、時給が三百円とか四百円とか、そういうようなケースもありました。こういふ状況を、権利主張ができる環境をつくっていくためにどうするかということなんですね。

それで、ちょっと……

○委員長(秋野公造君) 旗手参考人に申し上げます。時間が過ぎておりまますので、簡潔にお願いをします。

○参考人(旗手明君) はい。済みません、つい熱が入りました。

○真山第一君 時間になりました。参考人お三

方本当にありがとうございました。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかでござります。

参考人の皆様には、本日は大変貴重な機会をい

ただきましたありがとうございます。私の方からまずは、まずレロンソン参考人にお伺いをしたいと思います。

先ほどお話をございましたけれども、エスハイ社では技能実習生の皆さんは日本で学んでいた技術を帰つてからも生かしていらっしゃる方が多いと、このように伺いました。しかしながら、ほかの送り出し機関も含めて、ベトナム全体の技能実習生の方々を見れば、必ずしも日本で身に付けることができるいない方ももちろんいると思います。

先日、この法務委員会で視察を行つてまいりました。大田区にあります中小企業で、ビルとか建物の排気の、金属でできた部品を作る、製造販売するという会社だったんですけども、そこに技能実習生の方が実習をしていらっしゃって、その代表の方と懇談をする機会があつたんですね。三名の男性の方で、母国に帰られてからどんな仕事をしたいですか、どんな夢を持っているんですかと各委員の先生方からも質問があつたんですね。そのうちの一人の方は、母国でお父さんと一緒に同じような分野の企業をやっていらっしゃるのですが、そこで生かしたいと、こうおっしゃっていました。ほかの方は、必ずしもその分野ではなくて違う分野での会社を起こしたいと、こういう夢を語つていただいたんですね。

私が聞いたんですけども、じゃ、この日本で実習生として学んできたことはあなたの夢にどういうふうに役に立ちますか、日本でどんなことを学びましたかと、こう聞きましたら、すごくたくさんのこと学びましたというふうにおっしゃついていて、そのときの、三人いらっしゃつたんですけど、皆さん、何というか、表情というか、生き生きとした感じがもう本当に勉強になつたといふうにおっしゃつてあるなと感じたので、ああ、そんなんだな、こういうふうに思つたんですね。

だから、そうしたら、自分は余り成長していないのではないかという御意見も一緒で、ベトナムは今現在、裾野産業も足りないし、サービス産業もこれから成長していくわけですから、つまり、二十代、二十歳から二十五までの、よくうちの学校で教えていることは、二十歳までは学校で勉強する、二十歳から三十までは十年間は社会人として勉強する、その中で技能が一つ、外國語が一つ、様々な角度から自分はこの十年間を勉強して、最終的に三十になつてから生業一生までやることを決めなさいと。

その中で、溶接をやつた人はずっと溶接でやつていく人もいれば、そうじやなくて、例えば溶接、技能で修得したんですけども、でも帰つたら溶接じやなくて、組立て、サッシの組立てとかアルミの組立てとか、そういう物づくりのそ

のを実習生の皆さんに学んでいただくということも意味があるんだなと、こういうふうに感じたんですね。それ 자체がこれから発展を目指しているベトナムにとつても恐らく意義があるんじゃないけど、こういうふうにも感じたんです。

そこで、そういつた日本の技術そのままではなく、かつたとしても、働いた経験、そこで学んだことを、これがどういうふうに実習生にとって、またベトナムにとって生かされていくというふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○参考人(レロンソン君) ありがとうございます。

ただ、そうしたら、自分は余り成長していないのではないかという御意見も一緒で、ベトナムは今現在、裾野産業も足りないし、サービス産業もこれから成長していくわけですから、つまり、二十代、二十歳から二十五までの、よくうちの学校で教えていることは、二十歳までは学校で勉強する、二十歳から三十までは十年間は社会人として勉強する、その中で技能が一つ、外國語が一つ、様々な角度から自分はこの十年間を勉強して、最終的に三十になつてから生業一生までやることを決めなさいと。

その中で、溶接をやつた人はずっと溶接でやつていく人もいれば、そうじやなくて、例えば溶接、技能で修得したんですけども、でも帰つたら溶接じやなくて、組立て、サッシの組立てとかアルミの組立てとか、そういう物づくりのそ

いう希望を持つて経営者としてやつていいこうといふことはこの制度に反するかといふ、そうではない

ですから、日本に来て、労働者としてというつもりではなくて、日本の社会の中でたくさん勉強できることはこの制度のすばらしいことで、帰つて、まだ二十五、二十六、二十八の段階で、さらに国内で就職して、三十までに自分の職業を決めなさいといふように教えてるので、ですから、その後は皆さんはどういうふうにやつていくか、それは御自由に選んでいただければ。ただ、日本語ができる、日本の文化ができる、しっかりとした職業を持つていけば、ベトナム社会に発展していくことにつながっていくので、それだけ国際貢献できるんじゃないかというふうに考えておりま

やっぱ工業發展につながっていくので、ですか  
ら、溶接ばかりじゃなくて、その周辺の職種も広  
げていただければ。日本の四百万社の企業さんあ  
るわけですので、ベトナムの中で今五十万社しか  
ないんですね。政府としては二〇二五年までは  
倍ぐらい、百万社、百五十万社、伸ばそうとし  
て、そのためには、やはりこの実習制度を通じて、  
将来經營者、管理者になつたことを期待してい  
るので、いろんな分野、いろんな職種を学んでいた  
だければというふうに思つております。

ですから、職種は今決められている職種の中  
でしかできない。例えば、一つの例にしますと、  
プラスチック成形は職種として認定されています  
けれども、同じく同じ加工工程でゴム成形とい  
うのは、材料が変わっているだけで受入れできな  
いことになっています。自動車部品は、三万パー  
ツもある中でプラスチックもあればゴムもあれば  
アルミもあれば、いろんな材料があるので、そ  
うすると限られていますことしかできないことになつ  
ています。

らつて、本国に帰つて、将来十年、二十年、その國に發展していくことは日本政府の國際貢獻の趣旨では非常にもうちょっと考えていただければと思つております。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。  
最後に一点だけ、レロンソン参考人にもう一問  
お願ひしたいんですが、そうした技能実習制度の  
良いところの反面、先ほどから議論にありますよ

るかというのですね。例えば、自動車部品作るのか、建設、建築の物件の部品を作るのか、そういった過程ですね、もうちよつと幅広く技能の定義をしていただければ。

本当に、よく皆さんは建設前、本音というのがありますけれども、そうじゃなくて、日本の中小企業、自分から見るともうかなりレベルが高くて、こういった十人、二十人、三十人といった小さい規模の中企業でも、ベトナムにそのまま持つて

ております。弊社でやつている内容、非常に共感していただいている団体さんは多いんです。た

も充実させるような組織を新設するということがあつたがと思いますが、その部分に関する法案を読んでみますと、いろんな届出なんかをまたつくりて、それについて費用が発生してその費用を徴収する、それは監理団体とか受け入れ企業からだ

と思ひますが、するということがあつたわけですが、一体そういうふいた費用は最終的に誰が負担するのかなどと、結局何らかの形で直接、間接に技能実習生の労働条件に反映してくるんぢやないか、というふうに危惧しているわけです。

例えば、ベトナムでは家賃に関しては二万円を超えるところに派遣してはならない、送り出してはならないという規定がありますが、二万五千円とか、私の教え子の中にも四万円払っている人がいますが、そういうふうに、実際貧困ビジネスみ

たいになつてゐるわけですから、直接、間接に労働条件に反映されてしまうんぢやないかといふことは危惧しています。

○仁比聰平君 その中の一つだと思うんですけれども、其四箇幾段が監理田本こもる監理費については

○参考人(斎藤善久君) 監理団体は基本的には営利団体ではないはずだというふうに認識しておりますが、お聞かせいただけますか。

ますが、もうかつていますね。それは監理費から取つてゐるわけで、監理費から取つてゐるプラス、場合によつては送り出しの方から何らかの形で、いろんな形でお金を取りつてゐるといふことも

実態としてあるところにはあるというふうに認識して います。

習生が歩き出すと、これが大変な写意画といふことと、その原因とか背景とか、それから先生の論文には日本におけるベトナム人失踪者がどんな生活をしているのかという分析もあるんですけどね、その通り、少しお聞きかせいたいですね」と思ふ

○参考人(斎藤善久君) 失踪の背景に関しては、  
なんですが。

レロンソンさんからもありましたつけ、いろいろあります。いろいろありますですが、私が一番大変だと思っているのは受入れ企業に問題がある場合ですね。もちろんその背景にはベトナム側でいるお金を取りられていて、もうきゅうきゅうの状態で日本に来てみたら、政府主導の円安が進められたりとかして全然思っていた額が手に入らないとか、向こうから送り出されたとき聞いていたような残業が実は全然付かないとか、そういうこともありましたし、日本に来てから、私が最近あつた事例、私の教え子ですけれども、一週間にローカルバスが二本、三本しか来ないような山奥で酪農の仕事に就いていて、農業ですから労基法上は時間外割増しも休日も何もないんですね。農水省の通知で一応技能実習生にはそれが付くようになつてますが、それがあれども、実際に会わせてもらえない、休みも全くないといふところで、非常に疲弊した技能実習生が友達にも会えるし、御飯もちやんと食べれないといふことで、電話もさせてもらえないといふところで、非常に疲弊した技能実習生がついに失踪しました。失踪して茨城の非常に有名な高級な果物を作っている農家に逃げ込んで、そこから私に連絡てきて、先生、ここは天国ですと、友達にも会えるし、御飯もちやんと食べれないといふことで、電話もさせてもらえないといふところでも、最近捕まつて帰国強制されましたけれども。

そうやつて、私は今まで、その失踪した人たちをプローカーが間に入ってそういう農家なんかにあつせんする、行つた先の工場とか農家はよほどひどいんだろうと思つていましたが、確かにそういうところもありますけれども、中には先ほど旗手さんがおっしゃったようなシェルターとしてそういう失踪者を使つている企業や農家が機能してしまつほどに実際の正規の受入れがひどい場合があるということです。

○仁比聰平君 もつと伺いたいんですけど、ちょっと時間が限りますので、もう一問だけ

ちよつと齊藤先生に伺いたいのが、今お話をもつと齊藤先生に伺いたいのですが、齐藤先生をあつせんするプローカーの実

態についてなんですか、というのは、実習生は日本国内でそつたより賃金が高い、いいとか、条件がいいとかいうところを探すべきは基本か、条件がないとかいうことは、これは持つていないんだろうと思うんですね。誰かが指南されないとそういうことはできないのではないかといふこと聞いていたときの御存じの限りで。

○参考人(齊藤善久君) これは、実習生たちに言わせますと、ネット上にそういうサイトがあるの

で情報は幾らでも手に入りますよ。でも、こう

いうことをこういう場で申し上げると、また受入

企業が、じゃ、Wi-Fiを止めようとか言うかも分からなくて困るんですけども。そういう、

比較的簡単だそうです。

○仁比聰平君 いろいろ興味深いんですが、また

深めていきたいと思うんですけれども、ちょっとと

ベトナムの側の事情を先に伺いたいと思いますので、レロンソンさんに。

先ほど保証金の問題で、御社は取つていないと

いうお話をありました。この保証金は取つていな

いという送り出し機関、派遣機関というのはほかにどれぐらい御存じでしょうか。

○参考人(レロンソン君) この保証金を取つてい

ない、どれぐらいあるかって、正直、自分把握できておりません。

同じく、ベトナム派遣機関側も、今まで政府間

の関係がちょっと、少し薄れてるんですけども、これから新制度で両国間の関係が強くなつて

連携が取り合うことができるようになつたら、情報を

もつと直ちに十分に提供していただければ、ベ

トナム労働省側も積極的に日本の法律に基づいて実施していくと思いますので、問題がこれから削減できるのではないかと思っております。

○仁比聰平君 私、不正などが行わたったときに、これがビジネスとして不利になる、淘汰されると

いうことはもちろん起るんでしようけれども、

やつていくことしかないと私は思っています。

○仁比聰平君 今のお話であれば、齊藤先生が指摘をされたベトナムのルールですね、これが実情は違うんだというお話をようなので、この委員会としてははつかり現地がどうなつてているのか調べたいと思います。

もう一つレロンソンさんに伺いたいのですが、

日本でベトナムからおいでいただいている実習生

が失踪するとか、それから、その受け入れに関する送り出し機関やあるいは監理団体や実習実施機関が不正行為認定を受けるということとは、これは我々の認識ではしばしばあるといいますか、決して少數ではないわけですが、日本でそうした失踪の規制をしているということなんでしょうか。

○参考人(レロンソン君) これは、まず不正行為が発覚されたら、日本の法律の下でまず何らかの形でその実施、実習機関が受け入れできなくなつたり、あるいは今受け入れている実習生を違う場所に移換しなければならないとか、団体さんもそ

うですね、受け入れできなくなる、ビザの申請は短くなる。こういった措置されると、ビジネス上、事業上は非常にうまくいかないわけですので、もつと厳しくしていただいた方がいいと思つております。

同じく、ベトナム派遣機関側も、今まで政府間

の運営は民がやつてあるんだと、これが政府今までの姿勢だらうと思います。

○参考人(旗手明君) ありがとうございます。

海外との関係を、これは私どもは前から、技能実習制度以前の研修制度も政府が制度設計をしてつくっているものなので、政府が責任を持つてやるべきだという議論をしましたが、どうい

うお答えをいただいていたかというと、これは民の問題ですと、お答えをいただいていたんで

すね。要するに、制度はつくついているけど、実際の運営は民がやつてあるんだと、これが政府の今までの姿勢だらうと思います。

○参考人(旗手明君) ありがとうございます。

実習制度以前の研修制度も政府が制度設計をしてつくっているものなので、政府が責任を持つてやるべきだという議論をしましたが、どうい

うお答えをいただいていたかというと、これは民の問題ですと、お答えをいただいていたんで

すね。要するに、制度はつくついているけど、実際の運営は民がやつてあるんだと、これが政府の今までの姿勢だらうと思います。

○参考人(旗手明君) ありがとうございます。

海外との関係を、これは私どもは前から、技能

実習制度以前の研修制度も政府が制度設計をしてつくっているものなので、政府が責任を持つてやるべきだという議論をしましたが、どうい

うお答えをいただいていたかというと、これは民の問題ですと、お答えをいただいていたんで

すね。要するに、制度はつくついているけど、実際の運営は民がやつ

ないところがあります。ですので、今後について  
は、今回の法改正だけではなくて、更に足りない  
ところは今後見直していくと、いう積み重ねが必要  
だろうというふうに思っています。

先ほどちょっと、雇用許可制度の話をちらつと  
出しましたが、先ほどレロンソンさんから報告が  
あったように、問題は問題としてあります、韓国  
の制度も。ですが、日本と大きく異なるのは、先  
ほど言われましたが、要するに、政府間ダイレク  
トで協定を結んで受け入れると。要するに、中間  
の民間業者、あつせん業者を排除するシステムを  
つくっている。このことによって送り出し費用、  
掛かる費用ですね、ががくんと何分の1かに減つ  
たという報告も伺ったことがあります。それか  
ら、転職の自由も限定的ながら認めるとかね。

ですので、一つの次善策としては、そういう雇  
用許可制度の制度設計といいますか、それを技能  
実習の中にもきっちり組み入れて、もう少し実習  
生の権利保護に及び付く制度設計、根本的にやる  
必要がある。今回は制度設計そのものには手着い  
ていないんです。要するに、外側から外部的に規  
制をするという法案に基本的にはなっていますの  
で、元々の技能実習制度の制度設計を変える必要  
があるだろうというふうに思っています。

○仁比聰平君 ありがとうございました。

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりでござ  
います。

本日は、お忙しい中、参考人の皆様におかれま  
しては御出席を賜りまして、また御意見賜りまし  
て誠にありがとうございます。時間もございませ  
んので、早速質問に入らせていただきたいと思  
います。

私は、技能実習生の失踪者の数が年々増えてい  
るということに大変懸念をしているわけでござい  
ますけれども、この五年間のうちに約三・七倍ほ  
ど失踪者の数が増えている。そういった中で、先  
ほどレロンソン参考人の方からも、失踪の理由、  
また対策ということで三點、三つに分けられると  
いうようなお話を聞いていただきました。エスハイ

社のような本当にすばらしい送り出し機関ばかり  
であればいいんすすけれども、やはり今日様々  
なお話に出ましたように、様々な、また悪徳な  
送り出し機関も現地ではあるということでおざい  
ますけれども、率直にどうすれば不正な送り出し  
機関が取り締まるかお問い合わせします。

○参考人(レロンソン君) ありがとうございます。  
まず、失踪の問題、先ほど述べましたように三  
つのパターンがありまして、それは両方ですね、  
派遣先送り出し側と受け入れ側の両方それぞれ問  
題あります。

まず、失踪の問題、先ほど述べましたように三  
つのパターンがありまして、それは両方ですね、  
派遣先送り出し側と受け入れ側の両方それぞれ問  
題あります。

そして、やはり眞面目なところは眞面目です、正  
直。そういうところはあります。これはどう  
やって把握できるかと。今回、日本の政府の法律  
を改正する中で、実習機構ができまして監査がで  
きるわけですので、どこに派遣機関が失踪者が多  
いとか問題点が多いとか、そういう調査のレベ  
ルで分かるわけですので、両国間の協定結んで、  
ベトナム政府に要請して、そういう派遣機関を  
評価した上で改善なり是正なり廃止することにな  
れば問題がどんどん改善していくかと思います。  
眞面目なところはこれは伸ばしていくあげた方  
がいいと思って、そうするといい方向に向  
かっていきます。この問題は一気に、解決できな  
い問題ではないと思いますので、徐々に改善して  
いかなければと思います。

もう一つ、日本側の受け入れ体制、企業さんも実  
習環境、そういうところのもし問題になれば、  
もうこれ以上は受け入れできないとか、厳しくそ  
いつた監理体制でその取締りをしていただけれ  
ば、企業さんなりもやはり実習生を受け入れるこ  
とで単なる負担だけじゃなくて企業側のメリット  
もありますので、やはり積極的にしていただくわ  
けですから、そういったこれから制度が非常に  
期待できるかと思います。

○高木かおり君 ありがとうございます。

先ほどレロンソン参考人もおっしゃっておられ  
ましたように、今回の技能実習制度というのはや  
はり人づくりということで、送り出し機関と受け  
入れ側とのそういうところがマッチするというこ  
とが大変重要なことは思います。

それで、送り出し機関の方で、エスハイ社の方  
では、例えばどういうふうに技能実習生たちに日本  
で働くこと、また日本へ行くことへの意義とい  
うものを、先ほどおっしゃっておられましたよう  
に、一年間に百二十八、カリキュラムを受講して  
いただいているというふうにおっしゃっておられ  
ましたけれども、どのように日本について伝えて  
おられるんでしょうか、お聞かせください。

○参考人(レロンソン君) 先ほど発表した中で  
も、弊社の教育事業として、日本語教育以外は考  
え方とか意識とか、そういう主线で教育も  
しっかりとやつております。その百二十八時間と  
いうのが、ほぼ毎週必ず一人四こまを勉強しても  
らうことになっております、日本語を勉強する以  
外は。

徐々に、やはり二十代の青年たちですので、分  
からないことはいっぱいあります。ベトナム国内  
でも分からることはいっぱいあるわけですし、  
日本はまた全く分からぬわけですので、教育の  
中で、できれば多くの映像を見せたり、また成功  
事例ですね、日本に行つた成功事例、どういうこ  
とがあるか。例えば、技能検定は、弊社から送り  
出した人たちは、先輩たちは、よく一年間に二回  
も受けるとか、その中でN1取れたりN2取れた  
り、頑張つてできる人、そういういい例をたくさん  
出して、一方、悪い例も、こういった先輩は  
良くないという例は、たくさん事実を、実例を出  
して教育しております。そうすると、だんだんイメ  
ージが湧いてきて、その上で、じゃ自分は今後  
どうするかということで、ステップアップして、  
三十、三十五、四十になつた時点では自分はどん  
なことをしたいかということで、人生計画書です  
ね、本人も書かせて。

あと、一つの弊社の特徴は、毎回の授業は必ず

感想文、作文を書かせます、書くことによって自  
分のことを分かれるようになりますので。そこで先  
生方は見て反映されまして、また更にこういうふ  
うに教育していくことで、徐々に、もう十年間ぐら  
いやっていまして、授業どんどん増え  
てきます。内容も凝つて、いろんな実例もでき  
るようになっておりますので、そういう形の教  
育を行つております。

○高木かおり君 ありがとうございます。

先ほどお話を中に、送り出し国の事情を正確に  
把握することが重要だというふうにおっしゃって  
おられたましたけれども、これはどうすれば把握が  
おられましたけれども、これはどうすれば把握が  
きちんとこれからできていくかということをお伺  
いしたいと思います。

○参考人(齊藤善久君) それは難しいですね。私  
も今の段階まで内情を理解するまでにもう二十数  
年掛かっているわけで、大変ですよね。特に、実  
習生の皆さんには、今まで私たちが申しましたよ  
うに、なかなか本当のところを話してくれませんか  
ら、私たち学者も頑張りますし、現場の方たちも  
頑張ります。

ちなみに、ちょっとお時間を借りりして、さつ  
きの保証金がもう取らなくなつたよというお話  
は、多分あれですね、直接送り出し機関が金庫に  
入れるんじやなくて、銀行に預けるシステムになつたよといふ話かなと理解しておりますけれど  
も。済みません、ついでに。

○高木かおり君 本当に実情というのはなかなか  
難しいというふうに、今、齊藤参考人の方からの  
御指摘でございました。

そんな中で、旗手明参考人から、本当に今、実  
情、人権侵害もひどいと。上からの規制が定めら  
れてはいるけれども、残念ながら送り出し機関の  
方では規制が届かないような状態で、今よりは一  
歩前進はしたけれども、なかなか難しいと。先ほ

ども、これからは下からの規制が重要で、実習生たちが訴えられるよう、そういう仕組みをつくつていかなければならぬと、そういうふうにおっしゃつおられたかと思います。

眞面目で実意がある。もっと踏み込んだでしかたが、  
ればならないと、そういったこともおつしやへ  
おられる中で、先ほど少し触れられておられま  
たけれども、韓国の雇用許可制についてもう少  
詳しく述べていただけますでしょうか。  
○参考人（旗手明君）ありがとうございます。  
私は韓国につれて研究者ではありますんで、

和し韓国について研究者でない筆者の方のいろいろ詳しい方のお話とか論文とか見させていただいているというレベルでの御回答になります。日本の今の制度と比べたときに、どういう点が参考になるかということです。

先ほどおどちしたこと振り返りになる部分があるのかとは思いますが、まず、国家間で覚書なり協定なり結ぶと。今、韓国ではたしか十五か国だったが、そういうことではなくて、国がつくっている制度として責任を持つと。民間のあつせん業者なりプロ一カーなり、そういうところがこれに食い込んで搾取権を行使をつくっていくというのを排除をすると。これは一つ参考になるのではないかと。

それからもう一つ、先ほどちらつとだけ言いましたが、限定的ながら転職の自由が認められていくわけです。大ざつぱに言うと、年に一回ぐらいの転職は認められているというシステムになつて、いるということですね。要するに、問題があれば動ける、これは市場原理なんです。労働市場の原理が健全に働けば、労働者の権利も守れるということがあるわけです。ですから、そういう、技能実習ということは技能移転を目的にしますので全くフリーにというわけには確かにいかないかもしないけれども、もう少し、問題があれば移動やすい形をつくっていくと、そういう点も大いに参考になるかななどというふうに思つております。

○高木かおり君 ありがとうございます。

その韓国の雇用許可制ということで、国と国の二国間できちっと監理をしていくって、そういうた過程なんかも透明化していくるというようなことかと認識をいたしました。

本当に本來であればシレントなことは国家間できちんと監理をしていくことが必要になつてくるのかと思ひますけれども、なかなか二国間協定を結んでお互いに不正を禁止するという取決め、まだまだこれは監理体制にも課題はあるのかなどいうふうに感じました。

されることは、この問題の本質を大いにうなづかせるわけですけれども、機構の体制の充実といふのが大変重要になつてくるかと思います。これに関しては、これで十分に監理ができるいくかどうかについても少し御見解をお聞かせください。

○参考人（旗手明君） 衆議院の議論を伺つていま  
して、監理団体については年に一回チェックに入  
ります、実習実施機関については三年に一回です  
とということだと、実習生がいる間に一回しか基本  
的にはチェックに行かないということですね。  
ですので、非常に心もとないというふうに思ひま  
す。ですので、それは私の先ほどの表現で言えれば  
上からの規制の一形態なので、そのやり方では限  
度があると。

先ほど斎藤先生も言われたように、実態とそ  
ういう調査が来たときの実施機関の説明というのは  
乖離があることが多いわけです。ですので、やつ  
ぱり現場にいる技能実習生が常に問題があれば表  
に出しやすい体制づくり、これがないと、技能実  
習機関だけが一生懸命、例えばそこに五千人投入  
してやればまあできるかもしれないけど、それは  
費用対効果で全く釣り合わないですよ。やっぱり  
制度設計自体を変えないといけないという問題に  
なるだろうと思います。ですので、やはり技能実  
習生自身が訴えやすい環境づくり、これをどう担  
保するか。それから、その技能実習生から受皿と  
してそういう窓口を技能実習機構がどれだけ持て  
るか。

今年は、技能実習一号の新規入国者数エツクしてみましたら、上半期、六月までベトナムがトップになりました。ですので、今日このお二人がやられている議論は非常にタイミングのいい

これからは今までの中日問題ではなくてベトナム問題になろうとしています。残念ながら、まだ労基署や労働局の言語対応はベトナム語はできていませんというのが実情です。全くお寒い状態なわけですね。ですので、ベトナム仕様に向けてこれからやつていく意味では非常に今日の議論は良かったかっこかないう感覚をしております。

○高木 かかり君 ありがとうございました。  
最後に少しいお話を聞かせていただけて少し  
ほつとしましたけれども、これからもまた議論を  
重ねていきたいと思います。

○ 本日は、謝りにありかどうございました。  
○ 稲敷慶子君 沖縄の風の糸数慶子です。  
本日は、参考人の先生方には本当に貴重なお話をいただきましてありがとうございました。  
先ほども佐々木委員からもありましたけれども、実は先日、この委員会で視察をさせていただきました。東京の二か所の研修生を受け入れていい施設でありましたが、二か所ともとてもうまくいっているケースで、大変整っている場所でありましたので、こういう状況でうまくいっているといいなど実は率直な感想を持ちました。  
例えば大田区の方では、中小企業ですが、食事にも配慮をして、例えばハラルカードを用意したり、それから研修生本人たちの意思を尊重して、そして確認をし、雇用主と研修生が互いに助け合つて必要としているというような状況がよく見える大変理想的な施設でありましたけれども、今日の議論いろいろ聞きましても、これまでのこの委員会でのやり取りを見ましても、全てがそういう状況にあるとはもちろん思えないわけです。でも、この回った二か所の方では、やはり現地での聞き取りにおいて、特に雇用主の側は、今、日本では、高校を卒業してその卒業した人を採用しても、一人集めるのにも大変苦労すると、

苦労した人がそのままずっと勤めるという状況に  
もないで、やはりこうやってきちんと国と国同  
士が提携をして人を派遣してもらえる、こういう  
制度があるというのは大変助かるという感想を述べ

そして、その中で一人一人の研修生のお話を聞くチャンスがありましたけれども、三年、五年と言わざりに、もう少しその期間を延ばしてほしいという、そういう実は企業の方からも研修生からも御意見があつたわけですけれども、そういう御意見について、今日の参考入三八の方々は「どうぞ

参考人(レロンソン君) ありがとうございます。  
す。

従質問の中では、三年から五年に希望されるかということですね。実際、ベトナムの実習生の中では、三年から五年にもし延長されたら喜んでいたりニーズあると思いまして、まず制度が認められたら、今度、企業さんですね、企業さんレベルで、仕事によって三年だけでいい、五年に延ばしてほしい、こういった実態があると思います。これ、例えば、特に弊社出している機械系、製造系の企業さんですね、機械加工を三年間でちょうどいいところに、仕事できるようになつてている段階で、もう帰らなければいけない。もつと本人は高いレベルの仕事を、段取りとかプログラミングとか設計とか、そういったもつと付随の作業、流れの工程の勉強もしたく、その場合は希望者が多いと 思います。その場合、企業さんも是非残つてほしい、こういったマッチングするケースは是非五年に延ばしていっていただきたいと思います。

中で、本人は元々三年だけで計画して、帰つたら仕事の、ベトナム国内で進路をもう既に考えている人は、もう五年は必要ないと考へている人もいるかも知れない。ですから、もし、三年から五年になるのが金員なるとは思えないと思います。

そういうふたマッチング、日本に行く前の段階か



先ほど来視察の話が出てきて、実際視察をしてきたときに、帰国されたときははどういう仕事にならんですかと言つたらレストランを開きますといふ話があつて、結局これはどつちかといえば、まあ視察だからいいところに行くんだろうなと思つて聞いていて、確かにいいところだつたんですが、まあ出稼ぎに近いかなというところがあつて、先ほどおつしやつたように、三年よりも五年の方が稼げるじゃないか、そうしたらもう立派なレストランができるじゃないかというふうに感じました。

ただ、大学に行つて医学部に行つた先生も違う仕事をされたり、例えば議員の先生やつたり弁護士さんになられて違うことをやつたりとかいうこともありますので、全部が全部、溶接を覚えたから自分の国で溶接やらなきゃいけないというわけではなくて、幅広く学ぶことによって日本のシステムを覚えたり、いろんな意味で活用できるぞというところなので、単なる労働力として使うんじやなくて、ちゃんとやればワイン・ワインの関係というのは出るのかな、というふうには思いますが、よっぽど大なた振るわないと治療できないんじゃないかなと、お二人のお話を聞いてみるとやっぱりそういう思います。

ちなみに、エスハイで学ぶ人たち、方々、送り出し機関ということになれるんだと思うんですけれども、一体授業料は一年間で幾らぐらい取られ、保証金とかいろんなお金というのをどれくらい取られているんですかね。

○参考人(レロンソン君) ありがとうございま

す。

弊社の、送り出し機関としてやつておりますけ

ど、もう一つ、教育機関も並行でやつております

て、その教育機関は一年間の教育しているプログ

ラムの中で授業費としては合計十万円ぐらい、年間であります。月々七、八千円というレベルです

ね、やつております、保証金は全く取つていな

いので人気度が非常に高いところもありまして。

弊社の特徴は、非常に貧困者で受け入れるわけ

ではなくて、ある程度、高卒以上ですね、短大と

か大学。短大は六割です。大卒は二割です。高

卒、二割だけです。この構成で、勉強のための目

的で来てもらうことになつております。

親方も応援しております、うちの勉強システ

ムは、住み込みで一日勉強するのではなくて、半

日だけですね。半日はアルバイトをさせていま

す。アルバイトの協力しているところもやつてお

りまして、できれば本人の自立をしながら勉強し

てもらつて、しつかりした上で日本に来てもらう

ことにお願いしていますので。

弊社の今教育教員は八十名、日本人の教員は十

五名、中にいます。プログラムもしっかりしてい

ますので、日本語教育だけではなくて、先ほど、

意識の教育とか人生観の教育、いろいろやつてお

りまして、日本の文化も教育しているので、そ

ういった学校を経営するとその勉強するための人が

入つてくるので、ですので、目的は出稼ぎに行く

ことが、まずはその段階でフィルター掛けること

であります。

○山口和之君 魚の釣り方をしつかり学べば応用

が利いて更に進化したものに発展させることができますので、日本語教育だけではなくて、先ほど、

意識の教育とか人生観の教育、いろいろやつてお

りまして、日本の文化も教育しているので、そ

ういった学校を経営するとその勉強するための人が

入つてくるので、ですので、目的は出稼ぎに行く

ことが、まずはその段階でフィルター掛けること

であります。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくることが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) この問題は、そんな簡単

にええもん悪いもんみたいな、ブラックだとかホ

ワイトとかそういう話じゃなくて、やっぱりグラ

デーションの中にある話であつて、何をもつてい

い悪いと言うかですね。だから、非常に人権を

侵害しているような、何とかハラスメントとか、

そういう感じで、強制労働とかですね、そんな感

じでやつている受入れればかりではないと思いま

す、日本でも。仲よくやって、よく面倒も見てと

いふところはあると思いますけれども、何を基準

にいい悪いを見るかですよね。

だから、本来の国際貢献、技能をちゃんと伝授

すると、そういうところから見たら、そんな意識

のはどれぐらい把握されているのか、ちょっと教

えていただきたいんですが。

○参考人(旗手明君) まず、受入れ側について言

えば、例えば厚労省の、先ほど言いました指導監

督、送検状況を見ますと、七割から八割が労働法

規の違反をしているわけです。まず、そういう前

提でお話をしないといけないということですね。

それから、私たちの関係団体が技能実習生から

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくることが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくるが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくるが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくるが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくるが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくるが多いわけな

ので、これもそう低い比率ではないんですね

というふうに感じております。

○参考人(山口和之君) 先ほど述べましたよう

に、韓國の方の労働許可制、二〇〇四年から適用

返ってきて、そんなに暗くない話が結構あるんで

すね。その辺も含めて、その事業所、ベトナムで

ハイさんは別かも分からぬけれども、おおむね

相談を受けて対応するケースでは、もう大部分、

先ほど言つたような問題が重なつてあるケースが

ほとんどというのが実情ですね。ですので、相当

高い比率で問題のある受入れ側の機関があるとい

うふうに私どもはイメージをしております。

送り出し機関ですが、これも私ども直接海外

行つてチェックするというふうなことは日常的に

はできません。たまに訴訟との関係で弁護士や関

係者が中国に行つたりベトナムに行つたりとい

うようなことはありますけれども、恒常に何か

チェックするというようなことはできません。で

ので、現実に起つたケースで考へると、やは

り送り出し側にも、先ほど資料としてお示しさせ

ていただきたような契約、妊娠してはいけない、

携帯を持ってはいけない、そうした私生活にまで

食い込むような契約が出てくるが多いわけな

が、皆さんかウイン・ウインの関係になるようなシステムを本当につくっていかなきゃいけないと思っています。

ここでキーワードとして出てきたのは、送り出し機関の問題、あるいは保証金の問題、違約金の問題、それから強制帰国の問題、労働時間の問題、賃金未払いの問題、シェルターの問題、そういういろんなものが出てきていますが、これ、全て本当に解決していかなきゃいけない。失踪者にも失踪理由というのが恐らくありますけれども、それは勇気があって失踪しているので、恐らく、とにかく借金の問題もあるし、ここは何とか我慢していこうと思っている人たちも多いのかもしれませんね。そう考えると、声をちゃんと聞くようなところをしっかりとつけていかないと、本当に二人の参考人の方が言っていることを、これを聞き逃したのではこの制度 자체がいい制度とはとても思えなくなります。ただ、レロンソンさんがおっしゃるように、自分の国に帰つて國の発展に貢献できる人材も育成していくんだというところもいい話でありますので、これ何とか持つていただきなと思います。

そういういた意味で、あと時間がちょっとしかないので、今までいろんな、お三方の処方箋を少しずついただきました。二国間の間でしっかりと監督する体制をつくれとか、いろんなことをお聞きしました。まだ言い足りない部分がありましたら、国に対する要望とか、こういうことをしっかりとやっていくことによって本当にワイン・ウインの関係がつくれるんだということがありましたら、お三人の参考人の方にもう一度お伺いしたいと思います。最後だからまとめのような感じになつていますけれども。

○参考人(レロンソン君) そうですね、この制度はもとと改善していくべきだといふうに、同感です。どこの点が改善されるべきかといいますと、一つ、せつかり実習機構ができましたら、今度、調査の方とか、事実、現場での把握することを是非進めたいだと思います。そこで必

でいいか悪いかというのが出でてきますので、そこ  
きなりこれは駄目だ。実習生、日本に来ている  
は、派遣した人たちが、実習生、日本に来ている  
なつたら、一つの何か問題残っている課題として  
なつて、元派遣されたところでもう問題になつて  
業務停止になつて排除されるということになる  
と、その身元のところ、不安になつて精神的にも  
弱つてしまふ、それは良くない。

そうすると、もし今後の問題が発覚したら、改  
善措置を段階的に踏んで、これ改善してもらわな  
いと駄目ということで徐々に改善していく、で、現  
最終的に駄目でしたらもうこれは永遠に排除す  
る、そういう流れ踏んでやつていただくと、派  
遣機関の方、せつからく自分の事業として投資して  
変なことをやろうというのは思えないと思いま  
す。ただ、やはりその中に不正な変なことを考え  
ている人もいると思います。それを排除すべきだ  
と思つております。

○参考人(旗手明君) ありがとうございます。

私は、基本的には技能実習制度はフェードアウト  
としてもういう位置付けで、形をえて、現  
実に日本は人口減少社会の中で人手が足りなくな  
なつてきています。今有効求人倍率なんかも見て  
も、やっぱりバブル期に近いような数値が出てお  
ります。

ですので、やはり制度を組み替えていく。韓国  
でも二〇〇四年から雇用許可入れましたが、その  
前の制度は二〇〇七年まで生きていたというふう  
に聞いています。ですので、そういう組替え作  
業、これをどう制度設計するかをきちっと議論す  
る必要があるというふうに思います。

それから、最後までのちょっと勝手をさせて、  
いただきますが、今日、傍聴席に技能実習生が十  
人近く参加をされています。私どもの議論を真剣  
に聞いていただいていると思います。彼らは、基  
本的に皆、岐阜の方のシェルターにおられる方た  
ちです。労働組合の事務所がありシェルターがあ

る、そういう場所が岐阜にあるんですね。そこに皆さん頼つてくる。要するに、職場から出て権利主張するしかなかないような状況というのがあるわけですね。中には、年に二、三日しか休みがないという働き方をした方も入つておられます。

ですので、技能実習機構、仮にできることになるとすれば、シェルターをやはりきちんと用意をしてほしいとの、民間シェルターに対しても、かなり赤字状態でやつておられます。組合としての経費が多少は出ますが、基本的にかなり赤字状態でやつておられます。だから、そういうところとも、民間とも連携をしていくといふような姿勢を持つてほしいし、先ほどちょっと長くなっちゃつてしまふれば、なぜかたのは、例えば強制帰国を出国の段階で止めるという手続をできるだけ事前にやつてほしいというふうには思いますが、止めれば済む話ではなくて、要するに、彼らが持つている権利をちゃんと実現をするためには、かなり包括的なサポート体制、要するにシェルターだけでなくてちゃんと経営側と交渉をするととか、きちんとそういうサポート、全体としてのサポート体制というものが必要なんですね。

そういうものを技能実習機構が用意ができるのかどうか。今のところ見えてるのでは余りそういうことは考えられていないという感じを受けています。もう少し丁寧なサポート体制を技能実習生に対して考えるということをやつていただきたいし、法案のレベルじゃなくて運用のレベルでやれることもたくさんあるというふうに思いますので、その辺、是非御議論を進めていただけないと有り難いというふうに思います。

○参考人(斎藤善久君) 今技能実習生さんたちがたくさん入っている業界であるとか地域であるとか、これから入れようとしている介護であるとか、いずれも、どうしても外国人の皆さんに自分たちのすばらしい技術を移転したいというふうに、そういう熱意に燃えた業界とか地域じゃなくして、誰も日本人の労働者が来てくれないから、や

むを得ず受け入れていいというところばかりだと  
いうふうに認識しています。  
だから、まずは、そういう業界であるとか地域  
の労働条件を底上げして、日本人でも働きたいよ  
うな職場になつて、それでもなお受け入れたいと  
ころに受け入れるということが大事だと思いま  
す、一つには。  
それから、もつと短期的な話をしますと、やは  
り技能実習生に、入国後ある程度自由に転職でき  
るよう、職場を選べるように、ひどいところに  
当たったときは、運が悪かつたで諦めるんじゃな  
くて、ほかのところに移れるような制度にしてい  
ただきたいです。  
○山口和之君 ありがとうございました。  
○委員長(秋野公造君) 以上で参考人に対する質  
疑は終了いたしました。  
参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。  
本日は、長時間にわたり御出席を賜り、貴重な  
御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。  
ございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)  
本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会  
いたします。  
午後三時五十分散会